

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がたの
翌日)

目次

- ◇規則
 - 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
 - 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則
 - 河川法施行細則の一部を改正する規則
 - 港湾法施行細則の一部を改正する規則

規則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号及び第二号を次のように改める。

一 土砂採取料

区 分	採 取 料	占 用 料	
		単 位	金 額
土 砂	一立方メートルにつき	八〇円	
栗 石	一個につき	一一〇円	
転 石	一個につき	八〇円	長径が五〇センチメートルを超え、二〇センチメートルまでごとに八〇円を加算した金額
公共の設置を伴う	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	四〇〇円
建物	電柱又は電柱の支線若しくは支柱は支柱	一本につき一年	五五〇円
		街灯（電柱であるものを除く。）	一九〇円

工作物の設置物 を伴わないもの		
耕	作	地
放牧場又は魚介養殖場	使用面積一平方メートルにつき一年	
八円	四円	六円
五円	三円	六円

二 採取料

区 分	単 位	採 取 料 金 額
土 砂	一立方メートルにつき	八〇円
栗 石	一個につき	一一〇円
転 石	一個につき	一一〇円
竹木(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額	

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十六号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号及び第二号を次のように改める。

一 占用料

標 識	区 分	単 位	占 用 料	
			金 額	町村の区域
電柱又は電柱の支線若しくは支柱は支柱(街灯(電柱であるものを除く。))	送電塔	一本につき	一九〇円	二二〇円
		占用面積一平方メートルにつき一年	四〇〇円	三三〇円
塔類	送電塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、七〇〇円	一、三五〇円
		占用面積一平方メートルにつき一年	四〇〇円	三三〇円
工作物の設置を伴うもの	塔類	外径が〇・四メートル未満のもの	八一円	六三円
		外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	二〇〇円	一六〇円
その他のもの	塔類	外径が一メートル以上のもの	四〇〇円	三二〇円
		長さ一メートル以上一メートル未満のもの	二〇〇円	一六〇円
その他のもの	塔類	長さ一メートル以上のもの	四〇〇円	三二〇円
		長さ一メートル未満のもの	二〇〇円	一六〇円

工作物の設置を伴わないもの		工作物の設置を伴うもの		その他の工作物		建 物		通 路(橋を含む。)		看板又は広告板	
耕 作 地	放牧場又は魚介養殖場	貯 木 場	その 他 の も の	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年
八 円	四 円	四 円	一〇〇円	三 円	三 円	五 円	八 〇 円	二 〇 〇 円	二 〇 〇 円	二 〇 〇 円	二 〇 〇 円
五 円	三 円	三 円	六 〇 円	三 円	三 円	三 円	八 〇 円	八 〇 円	八 〇 円	八 〇 円	八 〇 円

二 土石採取料

区 分	単 位	採 取 料 金 額
土 砂	一立方メートルにつき	八〇円
栗 石	一個につき	一一〇円
転 石	一個につき	八〇円

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

八〇円に長径が五〇センチメートルを超え、二〇センチメートルを算した金額

鳥取県規則第十七号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第二号及び第三号を次のように改める。

二 土地占用料

工 作 物	塔 類		電柱又は電柱の支線若しくは支柱(街灯(電柱であるものを除く。))	区 分	単 位	占 用 料	
	送 電 塔	廣 告 塔				市 区 域	町 村 の 区 域
その 他 の 塔	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	一 本 につ き		四〇〇円	三二〇円	三二〇円
塔 類	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	一 本 につ き		四〇〇円	三二〇円	三二〇円
廣 告 塔	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	一 本 につ き		四〇〇円	三二〇円	三二〇円
送 電 塔	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	一 本 につ き		四〇〇円	三二〇円	三二〇円

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 河川産出物採取料

土砂	区分	単位	採取料	工作物の設置を伴うもの				工作物の設置を伴わないもの												
				耕作地	放牧場又は魚介養殖場	貯木場	その他のもの	耕作地	放牧場又は魚介養殖場	貯木場	その他のもの									
一立方メートル		金	額	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	占用面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一年							
八〇円				六〇円	三円	三円	四円	四円	八円	五円	八〇円	二一〇円	二一〇円	八〇円	五〇円	二九〇円	四六〇円	四〇〇円	二〇〇円	八一元

砂利(かき込み砂利を含む。)	栗石	ルにつき	一一〇円
転石	一個につき	八〇円を超えて五〇センチメートルを越える二〇センチメートルまでごとに八〇円を加算した金額	一一〇円
竹木等(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額		

附則
この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表の(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 占用料

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)

区 分	電柱又は電柱の支線若しくは支柱		街灯(電柱であるものを除く。)		塔 類			標 識	看板又は広告板	通 路(橋を含む。)	建 物	その他の工作物	耕 作 地
	占 用 面 積 一 平 方 米 以 上	占 用 面 積 一 平 方 米 未 満	送 電 塔	廣 告 塔	そ の 他 の 塔	外 径 が 〇・四 米 未 満 の も の	外 径 が 〇・四 米 以 上 一 米 未 満 の も の						
市 区 域	五五〇円	一九〇円	四〇〇円	二、七〇〇円	四〇〇円	八一元	二〇〇円	四六〇円	二、七〇〇円	八〇円	一一〇円	一一〇円	八円
町 村 の 区 域	四三〇円	一一〇円	三二〇円	一、三五〇円	三二〇円	六三元	一六〇円	二九〇円	一、三五〇円	五〇円	八〇円	八〇円	五円

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

区 分	採 取 料	金 額
土 砂	一立方メートルにつき	八〇円
土 砂 (かき込み砂利を含む。)	一立方メートルにつき	一一〇円
栗 石	一個につき	一一〇円
石	一個につき	八〇円

八〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに八〇円を加算した金額

(二) 土砂採取料

区 分	採 取 料	金 額
魚 介 養 殖 場	占 用 面 積 一 平 方 米 以 上	四 円
貯 木 場	占 用 面 積 一 平 方 米 未 満	三 円
そ の 他 の も の	占 用 面 積 一 平 方 米 未 満	三 円
	占 用 面 積 一 平 方 米 以 上	六 〇 円